

論点① 区域の設定に関する事項について

基本指針から
都道府県は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村等における広域利用の実態を踏まえた区域を設定することになっている。

論点
幼稚園は通園バスを利用して市町村をまたがる利用となっていることから、1号認定(教育のみ)の区域をどう設定すべきか。(この区域が幼保連携型認定こども園の認可の区域にもなる。)

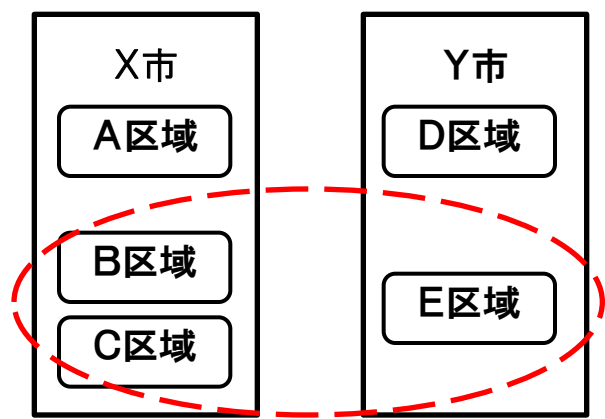
案1
府内全域を1区域とする。



案2
圏域会議のブロック割を区域とする。



案3
2号、3号と同様に各市町村が定める区域を区域とする。



通園バスでB, C, Eの3区域を回って園児を集めるとした場合、B, C, Eのすべての区域ごとに定員を設定し、それぞれの区域で需要の範囲内である場合は認可する。

論点② 認定こども園に移行する場合の需給調整について

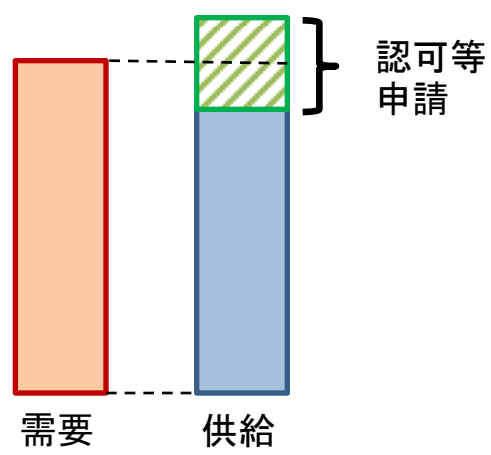
基本指針から

認定こども園の普及を図るため、幼稚園から認定こども園への移行、保育所から認定こども園への移行を阻害しないよう一定の配慮が必要とされている。
このため都道府県は、定員の総数が、「『現在の利用状況』に『利用希望』を踏まえて設定した『量の見込み』に『都道府県計画で定める数』を加えた数」に達するまでは認可・認定し、移行を促進することとされている。

論点

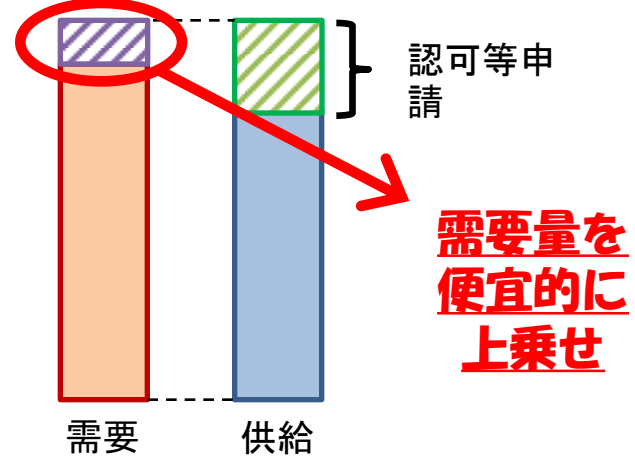
認定こども園の認可、認定に当たり、大阪府が上乗せできる需要量の範囲は、大阪府の判断により、大阪府の支援計画に記載することになる。認定こども園への移行希望を踏まえ設定することになるが、上乗せする需要量について、このような考え方でよいか。

原則としては



新たに認可・認定すると、「需要量<供給量」となり、認可する必要がない

認定こども園への移行促進のため



大阪府が需要量に上乗せした「都道府県が計画で定める数」に達するまで、認可・認定しなければならない。